# 串間市お試し滞在助成金について

串間市での生活体験活動にかかる費用の一部を、予算の範囲内において助成します。

- 1. 交付対象者 \* 次に掲げる要件をいずれも満たす方になります。
  - ① 市外に住所がある方
  - ② 空き家バンク利用登録された方(利用登録アンケート含む)
  - ③ 対面にて移住相談された方

相談窓口: 串間市移住 Lab(ラボ) 又は串間市総合政策課移住担当

## 2. 助成金交付までの流れ

- ① 移住相談(空き家バンク利用相談を含む)
- ② 串間市お試し滞在助成金交付申請書(様式第1号)提出
  - ・現住所を証する書類の写し添付(免許証・マイナンバーカード)
- ③ 審査・助成金交付決定通知
- ④ 串間市お試し滞在実績報告書(様式第2号)提出
  - ・領収書の写し添付
- ⑤ 助成金額確定通知
- ⑥ 串間市お試し滞在助成金請求書(様式第3号)提出
  - ・ 通帳等口座番号を確認できるものの写し添付 (誤送金防止のため)
- ⑦ 助成金交付

### 3. 助成対象経費

## 【宿泊費】

- ① 市内の宿泊施設に連続して2泊以上滞在した場合の宿泊費(助成対象者と同一世帯に属する者の宿泊費を含む。)※パック旅行は対象外。
- ② 助成率; 2分の1以内。(千円未満切り捨て)
- ③ 限度額;1世帯1泊当たり3,000円、総額9,000円未満。
- ④ 対象施設;旅館業法許可施設※本助成金の交付申請は1世帯当たり1回限り。

### 【レンタカーリース料】

- ① 宿泊費助成対象者が借り上げるレンタカー経費のうち、宿泊費助成対象日について助成。 ※燃料費及びパック旅行は対象外。
- ② 助成率; 2分の1以内。(千円未満切り捨て)
- ③ 限度額;1世帯24時間当たり3,000円、総額9,000円未満。